

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：フィリピン国ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業マタノグ-バリラ-アラマダ-リブンガン区間・タピアン-レバック区間詳細設計調査

案件番号：19a00083

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年7月10日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年7月10日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業マタノグ-バリラ-アラマダ-リブンガン区間・タピアン-レバック区間  
詳細設計調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年10月～2021年1月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【調達部契約第一課 榎田容子：[Makita.Yoko.2@jica.go.jp](mailto:Makita.Yoko.2@jica.go.jp)】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

##### 【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務

の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年7月31日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年8月16日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部  
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点  
プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。
- (2) 評価方法
- 1) 技術評価  
「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある</u> 。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年9月4日（水） 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109/110会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年9月11日（水）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないうと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示

を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

### 10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

#### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

##### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2. その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：  
当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
- 2) 業務実施契約に係る様式：  
同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. 本業務の背景

40年以上にわたり紛争が続いたミンダナオ島ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「ARMM」という。）において、2014年3月、フィリピン共和国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。同合意に基づき、2018年7月、バンサモロ基本法が大統領により署名され成立。同基本法に従い、2019年1月及び2月には、ARMM含むミンダナオ島西部において、バンサモロ自治政府の領域を確定するための住民投票が行われ、2019年3月にはバンサモロ暫定自治政府が発足し、現在、バンサモロ自治政府設立に向けた準備が本格化している。

ARMMは、年間を通して豊富な降水量や肥沃な土壌等、農業生産に適した自然条件を抱え、高い開発ポテンシャルを有しているが、長年の紛争によるインフラ整備の不足等が影響し、貧困率が全国平均22.1%に対し53.4%と2倍以上であり当国内で最も高い（国家統計2015年）。特に、道路網の整備が遅れており、2016年に発注者が策定を支援した「バンサモロ開発計画Ⅱ」によれば、同地域の道路密度（注）が全国平均（0.25）の半分以下の水準（0.10）に留まることから、地域経済活性化及び貧困率削減のため、道路の新設・改修を通じた、交通・物流の円滑化及び地域内外との連結性強化が課題とされている。したがって、同地域において道路等の必要なインフラ整備を行うことで平和の配当を実現し、2022年に予定されている新自治政府発足に向けて、平和の定着を支援することが必要である。（注：平均道路密度＝道路延長÷ $\sqrt{\text{人口}\times\text{面積}}$ で算出）

当国政府の長期ビジョンである「Ambisyon Natin 2040」に沿う形で、2017年2月に策定された「ARMM地域開発計画2017-2022」は、地域の社会経済成長を促すためにインフラ整備を加速するとしており、ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業の各サブプロジェクトは、優先事業に位置付けられている。また、当国政府は「ビルド・ビルド・ビルド」政策の下、75の旗艦事業を定めており、本事業は同旗艦事業の一つであり、円借款供与による本事業の一部実施が予定されている。

本業務は、2018年11月27日及び2019年5月24日にフィリピン公共事業道路省（DPWH）と発注者との間で署名交換された合意文書（Agreement）に基づき、詳細設計及び入札図書（案）作成を目的として、2019年10月から16カ月の予定で実施するものである。

### 2. 本業務の概要

本詳細設計業務の対象は以下のとおり。

- (1) 業務名称：ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業マタノグーバリ  
ラーアラマダーリブンガン区間・タピアンーレバック区間詳細設計  
調査
- (2) 業務内容：「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」のサブプロ  
ジェクト1及び6<sup>(※)</sup>にかかる詳細設計及び入札図書（案）の作成等  
を実施するもの。  
(※) サブプロジェクト1及び6（新設約76.5km）の入札図書の最終  
化、入札補助、施工監理及び本体工事はフィリピン政府の予算に

より手当される予定。円借款「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」では、協力準備調査を行ったサブプロジェクト2、7、8、9（新設約72.9km、改修6.0km）、マラウィ市内道路（改修約23.0km）を支援する。

(3) 対象地域：ミンダナオ紛争影響地域

(4) 実施機関、関係官庁・機関

実施機関：公共事業道路省（Department of Public Works and Highways：DPWH）

運営・維持管理機関：バンサモロ暫定自治政府 公共事業省（Ministry of Public Works, Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao：MPW-BARMM）

### 3. 業務の目的

フィリピン政府の要請に基づき、発注者が実施した「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業協力準備調査」にて特定された優先事業のうち、フィリピン側自己資金で実施予定のサブプロジェクト1（マタノグーバリラーアラマダーリブンガン道路）及びサブプロジェクト6（タピアンーレバック海岸道路）の詳細設計及び入札図書（案）の作成等を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、DPWHと発注者との間で合意された詳細設計にかかる合意文書に基づき実施されるものである。受注者は「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に留意しつつ、「6. 業務の内容」、「7. 設計の細部」に示す事項の調査・詳細設計を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) スケジュール遵守及び調査結果の本体事業コンサルタントへの円滑な引継ぎ

本事業は、道路等必要なインフラ整備を行うことで平和を実現し、2022年に予定されている新自治政府発足に向けて、平和の定着を支援する目的で、サブプロジェクト2、7、8、9は別途支援する円借款事業で実施される予定であり、本調査対象であるサブプロジェクト1、6も事業目的は同じである（サブプロジェクト1及び6の本体工事は円借款事業対象外であり、比側自己資金で実施予定）。

よって、こうしたフィリピン政府の要望に最大限対応するため、本調査の実施に当たっては、本指示書に記載した業務スケジュール遵守に留意するとともに、入札支援・施工監理コンサルティング・サービスの受注コンサルタントへの円滑な引継ぎを前提として本事業で収集した各種データを適切に整理するように留意すること。

(2) 業務の段階分け

本業務は、基本設計及び詳細設計の二段階に分けて実施する。

基本設計では、既存資料（主にF/S報告書）のレビューを基に、必要に応じて補足調査を実施し、その上で対象サブプロジェクトの基本的な構造を明確にする設計、照査及び概算事業費の算定等を実施する。

詳細設計段階では、基本設計で整理された事業内容に基づいて、主としてフィリピン政府との協議を踏まえつつ、対象サブプロジェクトの細部構造の設計など施工に必要な設計、照査及び事業費の算定等を実施し、入札図書（案）を作成するものとする。これらの各段階において、実施機関及び発注者と協議の上、事業内容・規模を整理しつつ実施することとする。

### （3）成果品のフィリピン政府実施機関に対する使用権譲渡

本調査にて作成される成果品のうち、入札・契約関連業務に必要な成果品（詳細設計図、技術仕様書等を含む。以下、「詳細設計資料」という。）については、フィリピン政府実施機関が実施する本体工事の入札・契約関連業務に活用される予定であるため、発注者に引渡された後、発注者からフィリピン政府実施機関に対し、以下に示す使用権が譲渡されることとなる。

- ① 「詳細設計資料」を利用して建設物を完成すること。
- ② 上記の目的及び上記建設物の増築、改修、修繕、模様替え、維持、管理、運転、広報等のために、必要な範囲内で成果品を複製し、または変形、翻訳、改変その他修正すること。

### （4）瑕疵担保責任

上記（3）のとおりフィリピン政府実施機関が「詳細設計資料」を使用することとなるため、「詳細設計資料」に瑕疵があった場合、契約書約款に規定される瑕疵の修補や損害の賠償はフィリピン政府実施機関が、発注者へ通知をした上で、受注者に直接請求することを発注者とフィリピン政府実施機関の間で合意している。ただし、請求額の上限を本契約の契約金額とし、また請求権利期間はフィリピン政府実施機関へ成果品の使用権を譲渡した後2年以内としている。なお、発注者はフィリピン政府実施機関と重複して瑕疵の損害賠償請求は行わない。

業務の開始にあたって、受注者は、フィリピン政府に対して合意文書(Agreement)の記載内容を順守する旨のレターを送付することとする。

### （5）三者合意文書に基づく設計業務の実施

上記5.（3）及び（4）については、発注者とフィリピン政府実施機関の間で合意文書(Agreement)により合意されているが、業務開始時に、受注者はあらためて成果品の使用権及び瑕疵担保責任並びに設計の実施・承認スケジュール等について合意文書をフィリピン政府実施機関と締結するものとする。

なお、発注者は事前に内容確認した上で当該文書に副署することとする。

### （6）先方実施機関による設計確認機会の設定

フィリピン政府実施機関が成果品を使用することが想定されているため、本調査の実施過程においても、逐次フィリピン政府実施機関の設計内容にかかる理解と同意を得ることが極めて重要となる。このため、フィリピン政府側にDPWHを中心として設計の技術的内容を検討する技術委員会を設立し、技術的確認を求めることについて、発注者とフィリピン政府実施機関の間で合意している。

受注者はフィリピン政府実施機関と協議し、業務実施過程における同委員会に

対する説明時期等について合意する。また、同合意に基づき委員会に対して設計の進捗状況、技術的検討内容等を十分説明し、同委員会の技術的確認を得ることとする。

なお、この実施時期は少なくとも、業務開始時、現地調査結果説明及び設計条件確認時、B/D説明時、D/D中間説明時、DF/R説明時の最低5回を想定しており、受注者の出席と開催支援を求めつつ技術的検討を行う。

#### (7) 入札図書（案）の作成

本業務の対象サブプロジェクトは国内競争入札を想定している。調達パッケージについては、発注者による審査時に実施機関と合意済であるが、工事の調達パッケージや契約形態の詳細について、入札図書（案）の作成前に、再度フィリピン政府実施機関及び発注者に確認する。

入札図書（案）については、発注者の確認後、フィリピン政府実施機関のレビュー及び承認を経て、最終化することとする。

#### (8) 照査の実施

受注者は、照査技術者を定め、たうえで照査を実施し、発注者に対して報告を行う<sup>1</sup>。照査項目等詳細については、日本で使用されている各種照査ガイドライン等を参考に、海外／途上国で実施される建設事業であることを考慮しつつ、本業務開始後に受注者が提案すること。

#### (9) 環境社会配慮面の検討

サブプロジェクト1及び6の初期環境調査（I E E）報告書ならびに簡易住民移転計画（A R A P）報告書、先住民族計画（I P P）は協力準備調査により作成済みである。しかしながら、自然環境・社会環境ともに事業スコープの詳細な仕様検討に伴い、当該部分にかかる補足的な環境社会配慮調査、先住民族調査を行い更新する。貧困世帯、女性世帯主世帯等、脆弱な状況に置かれた世帯への補償方針について具体的に検討すること。紛争影響地域における事業であり、移転等に伴い不安定化する可能性があることから十分に留意し、必要に応じて発注者に相談する。

初期環境調査（I E E）（環境管理計画、環境モニタリング計画を含む）報告書は、必要に応じてアップデートすること。簡易住民移転計画（A R A P）報告（センサス調査結果を含む）、先住民族計画（I P P）は、詳細設計時にアップデートすること。またI E E、A R A Pは、本業務契約期間の範囲内でフィリピンの国内法及びJICAガイドラインなどに従い必要な各機関の承認を取り付ける支援を実施すること。

加えて、詳細設計業務に伴う現地ステークホルダー協議の実施支援、および本業務契約期間中の詳細設計に基づくA R A Pの実施支援を行う。

#### (10) 業務実施体制（遠隔作業体制）

本業務の対象地域は、ムスリム・ミンダナオ自治地域及び紛争影響地域である。発注者の安全管理基準に基づき、受注者の業務従事者については、原則、対象地

---

<sup>1</sup> 照査の範囲については、現時点での想定案をプロポーザルで提案すること。また、照査にかかる発注者への報告頻度についても、プロポーザルで提案すること。

域への立ち入りを認めていないため、受注者は、フィリピン国内で備上するローカルコンサルタント等を通じて、遠隔作業を行うことにより本業務を実施する。ローカルコンサルタント等については、対象地域における2週間分の活動計画書等の提出等の発注者が定める対策を条件に、対象地域への渡航を認める。業務の実施体制は、これら制約に対応できる体制を構築すること<sup>2</sup>。

## 6. 業務の内容

### <調査の準備>

#### (1) インセプション・レポートの作成・協議

機構が作成した協力準備調査報告書、既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報等の分析・検討を行い、本事業の全体像を把握する。併せて、本業務の基本方針、項目と内容、工程、手順、実施スケジュール及び実施体制等の業務計画書（環境社会配慮、住民移転計画の観点も含むものとする。）を作成し、これらをインセプション・レポートに取りまとめる。

発注者の了解を経た後に、フィリピン側関係機関に対し、インセプション・レポートを説明・協議し、その内容、特に設計対象範囲及び基本的な設計仕様／設計条件について、合意を得る。また、技術委員会の構成及び設立状況を含む、本業務のフィリピン側の実施体制を確認する。

#### (2) 業務に必要な基本データの収集・分析、設計対象範囲及び設計仕様の確認

基本及び詳細設計、入札図書（案）等の作成に必要なデータ・情報（交通量、総重量・軸重、気象・水文、地形、地盤・地質など）の収集、分析を行うとともに既存協力準備調査結果のレビューを実施する。この際、次の点に留意する。

- ① 道路・橋梁設計のための要件の整理
- ② 公共施設や建物、障害物（地中埋設物含む）等の移設の必要性についての検討
- ③ コスト積算に必要な建設材料等の品質、価格、供給能力、運搬能力、搬出能力の詳細な分析

また、協力準備調査報告書をもとに設計対象範囲及び設計仕様について、DPWHへ確認する。設計対象範囲に変更が必要な場合は発注者及びDPWHと協議する。

さらに、プロジェクトサイトおよびその周辺地域について、既設の道路や橋梁の状況、排水施設や土地利用、河川の状況、施設設計に関連する交通事故リスクの削減や緩和を特定するための交通観測などを調査する。

#### (3) 自然条件調査

基本設計及び詳細設計にて必要な精度を確保するため、以下の自然条件調査<sup>3</sup>を実施する。なお、自然条件調査は、現地再委託にて実施することを認める。

<sup>2</sup> 遠隔作業にかかる実施体制については、プロポーザルにおいて具体的に提案してください。重要な評価項目とします。

<sup>3</sup> 発注者が想定する自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）を参考資料として配布します。競争参加者は、競争参加者が提案する自然条件調査の細目をプロポーザルで提案してください。なお、自然条件調査にかかる現地再委託経費については、別見積りとし、契約交渉にて内容を確認し、契約金額に含めたうえ、証憑書類に基づく精算の対象とします。

- ① 地形測量調査  
道路（延長：76.5 km）：基準点測量、中心線測量、縦断測量、横断測量、平面測量  
橋梁（22か所）：河川縦断測量、河川横断測量、平面測量
- ② 土質調査  
橋梁（22か所）：ボーリング調査＋標準貫入試験（橋脚・橋台ごと）
- ③ 材料調査  
碎石・土砂採取場で入手される骨材の材料試験
- ④ 水文・水理調査

## <基本設計及び詳細設計>

### （４）基本設計

既存調査等の情報収集・分析結果、発注者、DPWHとの協議を踏まえ、本体工事に関する基本設計を行う。基本設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

#### ① 基本設計方針の設定（設計基準など）

法制度や設計基準、ガイドライン、自然環境条件や現地建設事情等についての対応方針を整理し、設計方針を設定し、発注者及びフィリピン政府実施機関の合意を得る。

#### ② 基本設計

上記方針とF/S段階で既に決定された概略形式を踏まえ、基本的な構造を明確にするための設計を行う。構造物の基本形状、主要部の細部構造、付属物の形式及び各部の断面寸法等を計算により定め、使用材料の種別と数量を明確にするものとする。

なお、必要に応じて、既往調査からの時間経過を踏まえ、最新の現地状況に更新を行うこと。

#### ③ 概略施工計画

工事ごとに大別し、工事項目について、資材計画、輸送計画、施工機械・設備、施工方法、仮設工及び仮設備、工事用道路・地基地、環境対策工等を含む施工計画を検討・作成し、主要な工事について具体的な施工計画図及び施工スケジュールを作成する。なお、施工計画の検討にあたっては、フィリピンの労働法規、規則、現地での土木作業に対する規制、気象条件等に留意すること。

#### ④ 概略事業費

対象事業に関する概略事業費及び維持管理費を積算する。概略事業費の積算は、以下の費目を含むものとする。

- a) 建設工事費
- b) 施工監理費
- c) その他必要経費（予備費、税金等）

### （５）基本設計報告書の作成・説明及び協議

上記の調査・検討結果を基本設計報告書としてとりまとめる。報告書の内容及び本事業の条件・範囲を踏まえた詳細設計の対象範囲・内容について、発注者、フィリピン政府実施機関、技術委員会と協議し、合意する。

### （６）詳細設計

基本設計の協議結果、合意された詳細設計の範囲・内容に関する詳細設計<sup>4</sup>を行う。すべての設計は、フィリピンの基準または適切な国際基準に基づくものとする。詳細設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

#### ① 詳細設計

合意された基本設計実施後の構造物について、細部構造など施工に必要な全ての設計を実施する。なお、設計対象は「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」サブプロジェクト1及び6の範囲を基本として、フィリピン政府実施機関に合意された対象範囲・内容に対するものとする。

#### ② 施工計画の策定

基本設計における概略施工計画を精査し、(10)に後述する建設実行計画を策定すること。なお、施工計画の策定にあたっては、フィリピンの労働法規、規則、現地での土木作業に対する規制、気候条件等に留意する。また、工事中の安全対策、断水対策、騒音、振動、煤塵、交通渋滞等について十分配慮の上、必要な対策を検討する。

なお、建設発生土の仮置き場や施工・仮設ヤード等、必要な土地が確保されるよう、実施機関の支援を行うものとする。

#### ③ 資機材調達計画の策定

現地調査結果及び必要に応じた情報収集を行い、資機材調達計画を策定する。資機材調達計画の検討にあたっては、工期、事業費、環境社会配慮、安全性、調達地域／国、施工性、耐久性、維持管理等を考慮して適切な計画を検討する。

#### ④ 事業費の積算

詳細設計及び施工計画の内容に基づき、各工種、項目毎の数量及び主要な材料の算出を行い、工事費の積算を行う。単価の算定にあたっては、フィリピン政府実施機関と積算の前提条件、根拠等について十分に協議する。

詳細設計段階の積算については、発注者で審査を行う。このため受注者は、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

単価については必ずしも一位代価方式であることを前提としないが、工種レベル等については、詳細設計段階の積算であることに留意して積算する。

なお、積算に必要な項目については、以下を想定する<sup>5</sup>が、調査の過程でフィリピン政府実施機関と協議して設定するものとする。また、積算業務の着手にあたっては、その積算手法、積算条件等を設定し、発注者の確認を得ることとする。<sup>6</sup>

- a) 作業効率、生産効率、歩掛の検討
- b) 材料費、労務費、機械経費、陸・海上運賃、保険料、その他代価表作成に必要な積算根拠の作成
- c) 工種、項目毎の代価表の作成
- d) 直接工事費の算定

<sup>4</sup> 設計の精度・仕様については現時点の想定をプロポーザルに記載するものとする。

<sup>5</sup> 本文に提示している項目は機構が想定している積算の手順であるが、競争参加者は、プロポーザルにおいて、自らが考える積算手順について提案すること。

<sup>6</sup> 共通仕様書第16条第2項参照。

- e) 間接工事費（共通仮設費及び現場監理費）の算定
- f) 一般管理費の算定
- g) 発注者事務経費の算定
- h) その他関係事業費の算定

なお、積算にあたっては以下の点に留意すること。

- a) 積算の内訳として、内貨・外貨及び税金の仕分けを行うこと
- b) 単価の設定にあたってフィリピン政府実施機関と積算の前提条件・根拠等について十分に検討、協議すること
- c) 各種工事単価、間接工事費等の決定に際しては、発注者、フィリピン政府実施機関及び技術委員会と十分に協議を行った上で了解を得ること
- d) 類似案件の建設単価、建設機材を調査し、工事費の適正化を図ること

#### (7) 材料源マップ

建設資材（碎石、土砂、コンクリート骨材等）の調達先と推定された量を調査し、テストして、その適用性ととも材料源マップを作成する。

#### (8) 各種ユーティリティーの保護・移設計画

プロジェクト周辺に存在するユーティリティーを確認し、その保護／移設計画を準備するとともに、その計画に対して、ユーティリティー所有者の合意を得られるように、DPWHを支援<sup>7</sup>すること。

#### (9) 許可取得の支援

DPWHが計画的な実施予定に従って関連した当局から必要な許可（選択された土取り場と採石場地域を含む）を得るのを支援<sup>8</sup>する。

#### (10) 建設実行計画（Construction Execution Plan）の作成

以下の内容を含む建設実行計画（Construction Execution Plan）を作成する。

- ・ 建設手順
- ・ 建設スケジュール
- ・ 建設キャンプの場所とサイズ
- ・ 機材駐車場と作業場
- ・ 安全対策
- ・ 環境影響の緩和策
- ・ 建設廃棄物の処分先
- ・ 材料源
- ・ 材料運搬方法
- ・ 交通制御方法
- ・ 承認されたE I Aに基づく輸送ルートと環境モニタリングシステム

建設資材の流入と建設廃棄物の流出の図は受注者によって計画される。コンサルタントは交通渋滞、交通事故、学童・通勤者・ローカルビジネスへの交通妨害

<sup>7</sup> この支援については、所有者との交渉に必要なその保護／移設計画の整理及びそのDPWHに対する解説・説明等を意味し、受注者と所有者の直接交渉を含むものではない。

<sup>8</sup> この支援については、許可を得るために必要な申請書等の作成への支援を意味しており、受注者がDPWHに代わって、当局に許可を申請するような作業を含むものではない。

を少なくとも軽減するか回避するために、交通マネジメントプランを作成すること。

#### (11) 入札図書（案）の作成

上記の詳細設計の内容に基づき、入札図書（案）を作成する。本業務の対象サブプロジェクトの入札方法はフィリピン国内競争入札を採用することから、これらについてフィリピン側関係者と十分説明・協議し、内容を確定すること。

入札図書（案）には以下を含むことをDPWHと協議・検討する。

- i) 契約者が環境影響評価(EIA)や初期環境試験(IEE)、環境管理計画(EMP)、JICA環境社会配慮ガイドラインといった環境影響評価報告書に従わなければならないという条文
- ii) 借入国の法規制や関連国際基準（国際機関のガイドラインを含む）に従った安全策の要求を明記している仕様
- iii) 安全要求を満たす安全計画を備え付ける要件
- iv) 事故防止担当者を含む主要な役職への人員配置の要件
- v) 建設段階で DPWH やコンサルタントに安全についての方法の文書を提出する要件
- vi) コントラクターによって実施される HIV 防止計画

#### (12) 詳細設計の照査

設計計画（設計方針及び設計条件等）、設計図、数量計算、技術仕様書等を含む詳細設計内容に対し、照査技術者による照査を行う。照査は、照査技術者が作成した照査計画に基づき、設計業務の節目ごとに行う。照査計画では、照査の時期や項目等を設定することし、照査項目については、日本国内で活用されている各種照査ガイドライン等を参照して設定するものとする。<sup>9</sup>なお、後述のドラフト・ファイナル・レポートに関する協議およびフィリピン側からのコメントにより、詳細設計内容に修正が生じた場合、修正内容に対する追加の照査も業務に含むものとする。

### <環境社会配慮>

#### (13) 環境社会配慮

コンサルタントはJICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)(以下、「JICA環境ガイドライン」。)に従い行われるよう、詳細設計及び入札図書（案）、環境マネジメントプラン(EMP)および環境モニタリングプラン(EMoP)の準備の過程において十分な環境社会配慮を行う必要がある。そのために、本業務契約期間の範囲内で、以下の対応を行う<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> プロポーザルでは、本業務における照査計画を提案すること。

<sup>10</sup> 環境社会配慮業務については、原則として事業実施機関であるDPWHが主体的に実施すべき業務であり、受注者はDPWHの業務を側面的に支援する位置づけとなる。このため、本文①～⑩に規定されている業務の範囲については、当該業務の進捗に伴い相当程度の変更が必要になる可能性が極めて高い。このため、環境社会配慮業務については、第3章に提示する定額（特殊傭人費（一般業務費））・定量（担当業務従事者）で見積金額を計上することとし、当該定額・定量の範囲内で、競争参加者がプロポーザルにおいて可能な限り具体的な業務内容・範囲を提示し、契約交渉において、特記仕様書における業務内容の規定を最終化する。環境社会配慮業務については、毎月の提出が求められている「業務従事月報」において、当該業務の進捗状況のみならず、数カ

- ① EMP 及び EMoP のレビュー、並びに詳細設計や施工計画の進捗を踏まえた改訂・更新を行う。
- ② 上記レビュー結果に沿って、最新のベースライン情報の収集を行い、EMP 及び EMoP の更新を行う。特に大気質、水質（表流水、地下水）、騒音、振動、土壌、底質等の生活環境項目、伐採やその他影響が想定される樹木の調査、陸生・水生動物相の調査を含む。伐採予定の樹木を特定し、伐採数や樹種を記録する。騒音・振動等については、事業対象地周辺の学校や病院、公的施設等の配慮が必要な施設の有無を確認する。
- ③ 公的協議の開催を含む、環境問題の公衆への普及および説明において DPWH を支援する。
- ④ 工事に伴う樹木の伐採及び植樹に係る許認可を得るため DPWH を支援する。
- ⑤ 入札図書（案）の準備期間において、環境影響評価 EIA/初期環境試験 IEE と EMP で説明される環境責任を確認する。
- ⑥ プロジェクトの補償内容のマトリックスと補償計画を含む同意された移転フレームワークに従って必要に応じて詳細設計に基づいて既存の住民移転計画（RAP）のレビューを行い、見直し・更新を支援する。DPWH が補償を受ける資格を有する PAP（被影響住民）を特定し、かつ補償対象者のリストおよび各補償対象者への支払明細を作成/更新する際に支援する。DPWH が移転者の所得と生活状況のモニタリングを実施できるよう、補償対象者の移転先については記録する必要がある点に留意。
- ⑦ DPWH が詳細設計段階の早い段階で実施する社会アセスメントを支援し、既存の生計回復計画および脆弱な PAP のための特別支援計画を見直し、必要に応じて政府機関や非政府組織（NGO）の関連調査で特定された優先順位に基づいて計画の内容を修正/更新する。なお、以下の内容を計画に含むのが望ましい。
  - i 技術トレーニング
  - ii プロジェクト関連の雇用機会提供
  - iii Social Welfare補助金の供給
  - iv 農業拡張サービスの提供
  - v 脆弱なPAPへの特別な手当の供給
- ⑧ DPWH の Parcellary 調査（センサスや財産調査等の社会経済調査）の準備を支援する：Parcellary 調査開始前に、コンサルタントはステークホルダー協議会の開催を支援する。Parcellary 調査は MPW-BARMM と密接に調整して行われ、以下を含むものとする。
  - 準備書類（成果物）
    - ・ 事業位置
    - ・ Parcellary調査計画
    - ・ 細分計画
    - ・ 影響を受ける全数の土地、区画数及び次の項目を示すプロジェクト全域の地図
      - 登録者名
      - 総資産面積

月先までの業務内容・業務従事計画を提示することにより、発注者・受注者でその進捗状況及び必要な業務従事量を確認し、業務量の調整を行うとともに、定額・定量での業務が困難となった場合は、速やかに、発注者・受注者の間で、契約変更の必要性について協議する。

- 影響区域・資産が抵当に入っているか、訴訟対象か、あるいは何らかの損害を被ったかの表記
  - ・全体に対する影響区域を示すデータ計算
  - ・測点およびROW限度を踏まえた道路線形（センターライン）の設計
  - ・影響地区ごとの細分計画（適切規模）
  - ・測地技師の氏名、ライセンス番、発行日、発行場所、署名及びスタンプ
- ⑨ 影響資産及び損失額の目録作成を支援する：コンサルタントは事業の影響を受ける資産の目録を作成し損失額を算定する。このプロセスでは、事業対象地域の地域住民や公的機関のヒアリングをベースに、影響世帯毎の補償パッケージを作成する。この補償パッケージが、補償の決定委員会による実際の交渉の際にベース文書として使われる。
- ⑩ DPWHによる移住行動計画（RAP）の最終化を補助する。予備RAPは、2018年3月に準備され、本業務におけるparcellary調査結果と影響資産・損失額の目録に基づいて、RAPの最終化は、世界銀行のInvoluntary Resettlement PolicyとJICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて準備される必要がある。RAP最終化にあたっては、ステークホルダー協議会や、社会経済調査、PAPインタビュー調査を行う。
- ⑪ 本体工事受注者によって実施される必要なHIV防止計画の作成を補助する。
- ⑫ DPWHによる先住民族計画（IP Plan）最終化を支援する。予備IP Planは、2018年3月に準備され、本業務における社会アセスメントとステークホルダー協議会の結果に基づいて、IP Plan最終案を更新する。
- ⑬ 事業情報の普及や地域住民のための広報などのIEC（組織的、教育的、コミュニケーション）活動を行う。
- ⑭ 実施NGO（INGO）と外部のモニタリング・エージェンシー（EMA）の調達を補助する。
- ⑮ ステークホルダーの参加（脆弱PAPのためのフォーカスグループ議論を含む）促進、参加者のコメントのRAPへの反映についてDPWHを支援する。
- ⑯ DPWHによる苦情処理体制の構築（苦情処理委員会の設立含む）を支援する。PAPが苦情処理委員会または法廷へ行く前に、PAPの苦情受付、苦情真偽調査、友好的、公正、透明性をもって問題を解決する手段としての苦情処理メカニズムが存在することの周知活動について、DPWHを支援する。
- ⑰ 必要に応じて、苦情の記録方法や更新方法に関する技術的助言を苦情処理委員会に提供する。

#### (14) 事業効果のレビュー

本調査の詳細設計対象（ミンダナオ紛争影響地域道路サブプロジェクト1及び6）では、次の項目を定量的な事業効果として設定している。上記(1)による交通量レビューに併せて、予測値（事業完成後2年）の再計算を行うものとする。

- ・平均日当たり断面交通量（台/日）
- ・移動時間（分）

また、内部収益率（EIRR）についても同様に、事業費精査後に再計算を行うものとする。

なお、プロジェクト実施によるジェンダーや貧困削減に係るインパクトを事業効果として追加を検討しているため、現況値及び予測値について定量的に把握するものとする。

(15) 将来の運営・維持管理への配慮

建設・供用後の運営・維持管理を考慮した設計とする。ライフサイクルコストに基づいた高い耐久性の確保、安全・容易な維持管理への配慮（検査路・梯子・階段、点検用ゴンドラ等）、緊急時の対応等への配慮を検討する。

点検要領やその頻度、主な損傷事例とその対応等を示した維持管理マニュアルを作成する。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。（65）及び（87）を最終成果品とする。最終成果品（8）の提出期日は、2021年1月下旬とする。なお、提出部数の合計は以下のとおり。（）内は提出時期。

- (1) インセプション・レポート (IC/R)  
：英文 15 部、和文 3 部（簡易製本版）（2019 年 10 月下旬）
- (2) 基本設計調査報告書 (BD/R)  
：英文 15 部、和文 3 部（簡易製本版）（2020 年 4 月）
- (3) 照査報告書（基本設計）  
：和文 1 部（簡易製本版）（2020 年 4 月<sup>11</sup>）
- (4) インテリム・レポート (IT/R)  
（IP 計画の最終案及びそれまでの調査結果を含む）  
：英文 15 部、和文 3 部（簡易製本版）（2020 年 8 月）
- (5) プログレス・レポート (PG/R)  
：英文 15 部、和文 3 部（簡易製本版）（2020 年 9 月）
- (5) 入札図書（案）（ドラフト版）  
：英文 15 部（簡易製本版）及び電子ファイル（CD-ROM）3 枚  
（2020 年 10 月）
- (6) 入札図書（案）  
：英文 15 部（簡易製本版）及び電子ファイル（CD-ROM）3 枚  
（2020 年 11 月）
- (7) 照査報告書（詳細設計）  
：和文 1 部（簡易製本版）（2021 年 1 月<sup>12</sup>）
- (8) 詳細設計業務実施報告書  
：英文 20 部（製本）、和文 10 部（製本、要約のみ）及び電子ファイル（CD-ROM）3 枚（2021 年 1 月）  
本報告書については、2020年11月までにドラフトを作成し、発注者の内容チェックを受けること。なお、本報告書には以下を含むものとする。
  - 要約
  - プロジェクトの概要（背景・経緯を含む。）
  - 詳細設計にかかる基本方針（設計条件の設定）
  - 自然条件調査結果
  - 施工計画・資機材調達計画

<sup>11</sup> プロポーザルに基づき、契約交渉にて協議、決定する。

<sup>12</sup> プロポーザルに基づき、契約交渉にて協議、決定する。

- 工事費・事業費積算
- 詳細設計の内容（詳細設計図面を含む。）
- 環境社会配慮関連業務の実施概要
- 住民移転計画関連業務の実施概要
- 添付すべき参考資料
  - ・ 橋梁等構造計算書
  - ・ 工事数量計算書
  - ・ 工事費積算書
  - ・ 事業費積算書

## 【その他提出物】

### ① 議事録

インセプション・レポート及び基本設計調査報告書の説明・協議、その他詳細設計資料にかかる主要な先方政府との説明・協議については、必ず議事録を作成し、発注者に提出する。

### ② コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第7条第1項第2号に規定する「コンサルタント業務従事月報」には、以下の情報を追記するものとする。

- 基本設計・詳細設計業務の進捗情報
- 基本設計・詳細設計業務以外の業務（環境社会配慮、住民移転及び非構造物対策にかかるフィリピン側支援）にかかる進捗情報
- フィリピン側技術委員会の活動状況

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における道路整備にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

注) 業務実施の基本方針には、必ず「ランプサム（一括確定額請負）型の導入」に対する対応方針を記載してください。「(1) 業務実施の基本方針的的確性」に配点されている25点のうち、5点をこのランプサム型への対応方針に対する評価とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループの適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路計画・設計1（1号）

➤ 道路計画・設計2（2号）

➤ 道路計画・設計（高速道路）（2号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者（業務主任者／道路計画・設計1）】

a) 類似業務経験の分野：道路整備にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国

c) 語学能力：英語

#### 【業務従事者：道路計画・設計2】

a) 類似業務経験の分野：道路整備にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 道路計画・設計（高速道路）】

- a) 類似業務経験の分野：道路整備にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程（予定）

- 2019年10月 業務開始
- 2020年4月 基本設計を確定（基本設計報告書の提出）
- 2020年11月 入札図書案を確定（入札図書案の提出）
- 2021年1月 業務完了（詳細設計業務実施報告書の提出）

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 120人月（M/M）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。なお、国内・現地の作業分担についても効率的な実施体制を提案してください。

- ① 業務主任者／道路計画・設計1（1号）
- ② 道路計画・設計2（2号）
- ③ 道路計画・設計（高速道路）（2号）（主担当）
- ④ 道路計画・設計（高速道路）（副担当）
- ⑤ 橋梁計画・設計（構造）（主担当）
- ⑥ 橋梁計画・設計（構造）（副担当）
- ⑦ 道路計画・設計（舗装・土工・のり面防護）（主担当）
- ⑧ 道路計画・設計（舗装・土工・のり面防護）（副担当）
- ⑨ 安全管理・施工計画
- ⑩ 入札図書専門
- ⑪ 環境社会配慮専門（RAP支援）
- ⑫ 環境社会配慮専門（環境影響評価）
- ⑬ 先住民族計画専門

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタンツ等）への再委託を認めます。

- 第2 特記仕様書案 6.（3）に記載の自然条件調査
- 第2 特記仕様書案 6.（13）に記載の環境社会配慮に関連する業務のうち、受注者が現地再委託することが適当であると判断する業務

### (4) 安全管理

プロポーザル作成に際しては、必ずフィリピン国の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成すること。安全対策措置の入手方法は、以下のJICAウェブサイトからログインID及びパスワードを申請し、JICAウェブサイトよりダウンロードして閲覧する。

JICAの国別安全対策ルール：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

業務期間中に JICA 安全対策措置（一時的措置）が改定される可能性もあるため、当該地域（主にコタバトを想定。JICA 安全対策基準上の業務渡航禁止地域は除く。）における業務渡航が可能となった場合、出張ベースで立ち入り、関係者との協議等の業務を行うことが望ましいことから、受注者はコタバト出張にも対応できるようにすること。なお、この場合必要となる追加の出張経費（旅費、安全対策経費等）については、契約変更によって対応する。

### 3. 業務従事者の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - 4) 自然条件調査（第2章 特記仕様書案 6. (3)に記載の自然条件調査）にかかる現地再委託経費
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
  - 1) 特殊傭人費（一般業務費）： 35,000千円  
本特殊傭人費は、環境社会配慮関係業務を補佐するローカルコンサルタントの傭上に充てる経費として、定額の計上を求めるものです。その内訳については、見積書の内訳にて提案してください。なお、本経費の一部を「現地再委託経費」として利用することも認めます。
- (4) 以下の業務については、以下に示す業務量で見積もってください。
  - 1) 環境社会配慮業務： 24.0人月  
環境社会配慮関連業務に従事する業務従事者（RAP支援、環境影響評価、先住民族計画等）の業務人月です。
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。  
東京⇄マニラ（日本航空／全日空／フィリピン航空）
- (7) ランプサム（一括確定額請負）型の導入  
本件業務の一部について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型を導入します。  
ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務については、競争参加者からの提案を踏まえ、契約交渉で確定させることとします。  
具体的な提案・交渉手続きは以下のとおりです。
  - 1) コンサルタント等契約における報酬額確定の原則  
コンサルタント等契約においては、契約金額を「業務の対価（報酬）」と「直接経費」の2つに分類しています。「業務の対価」については、契約書締結に際して業務従事者の格付ごとに報酬単価を合意し、業務完了時に業務従事実績を

確認の上、契約金額を上限として報酬額を確定し、「直接経費」については原則として実支出に基づき精算確定を行っています。これは国際的にコンサルタント契約に適用されている「Time-based Contract」を準用したものです。

## 2) ランプサム（一括確定額請負）型導入の理由

本件詳細設計業務において、より効率的・経済的な業務実施や契約管理の合理化の観点から、業務内容や必要経費が事前に相当程度確定している業務を対象に、ランプサム（一括確定額請負）型を導入します。

ランプサム（一括確定額請負）型が適用される（一部）業務については、当該業務の成果品完成に対して確定額の支払を行うこととなり、当該業務に係る「業務の対価」及び「直接経費」を確定・精算させる手続きが不要となります。

## 3) ランプサム（一括確定額請負）型適用業務の提案手続き

競争参加者は、「第2章 特記仕様書案」に記載の業務のうち、ランプサム（一括確定額請負）型の対象とすることが可能な業務をプロポーザル（「業務実施の基本方針等」の「運営面での方針」に記載）にて提案してください。

提案に当たっては、当該対象業務の前提条件となる設計条件（設計基準の確定、先方実施機関との調整状況等）と想定される成果品（報告書／設計図面（案）、技術仕様書（案）等）を提示してください。なお、当機構が想定している設計条件等を配布資料として配布しますので、これらも参考に、なるべく多くの業務について、ランプサム型の適用を検討してください。

また、当該対象業務に対する見積金額については、可能な範囲で詳細な内訳とその根拠を見積書において提示願います。

ランプサム（一括確定額請負）型として提案のあった業務について、契約交渉権者との契約交渉において、当該業務の内容や見積金額の妥当性について確認し、合意に達した場合、当該業務をランプサム（一括確定額請負）型の対象として契約します。

## 4) ランプサム（一括確定額請負）型対象業務の契約変更

ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務についても、設計条件等の大きな変更があった場合は、契約変更（契約金額変更）の対象となります。

# 6. その他留意事項

## (1) JICA と実施機関間の合意

JICAとDPWHは、本業務の実施にあたって、その枠組みを合意文書（Agreement）にて合意している。合意文書（Agreement）は、受注者をも拘束する内容となっており、受注者は、本業務の契約締結後、合意文書（Agreement）を遵守する旨、JICA及びDPWHに対して文書にて表明する。

また、下記1)に関連し、本業務の成果品に起因／関連する損害についてDPWHが受注者に対し賠償請求する場合、JICAが重ねて請求することを行わない。

### 1) 受注者の責任

本業務及び本業務の成果品に起因する／関連する損害について、DPWHが責任を持つ。

ただし、本業務成果品に瑕疵があった場合、DPWHは受注者に対し、修補及び瑕疵に起因する損害の賠償を以下の条件において直接請求できる。

① 請求の期限は、JICA が DPWH に使用権を譲渡した日から 2 年間とする。

② 請求の上限額は、JICA と受注者の間の本業務契約額とする。

### 2) 合意文書（Agreement）のステータス

合意文書（Agreement）は法的な文書であり、日本の法令によって所管される。

### 3) 紛争の解決

話し合いで解決しない場合の係争は日本商事仲裁協会が管轄する。

### (2) 賠償保険への加入

上記（1）に記載の賠償に備えるため、受注者が賠償責任保険に加入することを認める。必要な場合、受注者は、このための保険料をプロポーザルにおける見積もりに含めること。

### (3) 業務評定の試行実施

本業務においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について（平成23年3月28日付国官技第360号）」に準じた業務成績評定（テクリス）を試行します。試行であるため評定結果は受注者に通知しません。また、受注者にテクリスへの登録を求めるものではありません。

なお、JICAのコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施します。

（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html)）

## 7. 参考資料

### (1) 配布資料

- 詳細設計内容及び量にかかる機構の想定 [第1] [第2]（暫定）（あくまで JICA が暫定的に数量計算した「想定」量であることに留意してください。）
- 条件明示チェックシート（案）  
本シートは、設計の各段階において必要と考えられる設計条件の確認・設定状況を整理するために準備調査時に作成されたシートです。  
準備調査時において想定されている設計条件の項目・内容を明示することが、ランプサム（一括確定額請負）型の範囲の検討にも参考となると考えますので条件明示チェックシート（案）を配布します。（案）としているのは、本シートの適用が試行段階にあるためです。

### (2) 公表資料

- フィリピン国 ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業準備調査ファイナル・レポート  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000036958>
- Preparatory survey for road network development project in conflict-affected areas in Mindanao : final report  
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000036961>

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(15.0)
(1) 類似業務の経験	9.0
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	6.0
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(45.0)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	25.0
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.0
(3) 要員計画等の妥当性	8.0
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(40.0)
<b>(1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者/道路計画・設計1</b>	(20.0)
ア) 類似業務の経験	10.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.5
ウ) 語学力	2.5
エ) 業務主任者等としての経験	3.0
オ) その他学位、資格等	2.0
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：道路計画・設計2</b>	(13.0)
ア) 類似業務の経験	7.5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.0
ウ) 語学力	2.0
エ) その他学位、資格等	1.5
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：道路計画・設計（高速道路）</b>	(7.0)
ア) 類似業務の経験	6.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	1.0
総合評点	[100.0]





- (2) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

(瑕疵担保等)

- 第5条 発注者は、業務実施契約約款第13条第4項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、業務実施契約約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、業務実施契約約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査の合格の日から3年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の日から10年とする。
- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

- 第●条 以下の各号に示す部分業務については、契約約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が契約約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

【以下、記載例】

- (1) ○○○の水理模型実験(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品：○○○水理模型実験最終報告書(特記仕様書第●条(△)参照)

- (2) ■■■■■設計業務(構造)(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品：■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面(入札図書案の一部)  
(特記仕様書第●条(■)参照)

注) ランプサム(一括確定額請負)型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する(確定)報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該(確定)報酬額を記載することとします。

【オプション】

(部分払)

第○条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務につ

いては、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

**【オプション】**

(契約の分割)

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-